

下記の委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年10月31日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県教育委員会教育政策課政策企画班

電話番号 054-221-3168

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第1号

(2) 業務名

令和5年度相談窓口案内システム構築業務委託

(3) 業務概要

児童生徒自身が、個々に抱える悩みに対応する相談窓口を把握できるシステムを構築し、悩みを抱えるすべての子どもたちを適切な窓口に確実につなげる。

(4) 業務期間

契約日から令和6年3月29日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「システム開発業務」及び「ネットワーク関連業務」、「インターネット関連業務」の全ての資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 入札説明書等で示した業務について履行できること。

(4) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

- う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和5年11月2日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無償交付で直接行うものとする。

郵送を希望する場合は、返信用封筒に切手を貼り、上記2へ送付すること。

6 入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書及び資料を提出すること。

(1) 提出期間

公告の日から令和5年11月6日(月)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和5年11月9日(木) 午前10時00分

(2) 入札の場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館8階 教育委員会第3会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限

令和5年11月8日(水) 午後5時00分(簡易書留に限る。電送による入札は認めない。)

(4) 入札時の必要書類

入札書、委任状(代理人による入札の場合)

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 現場説明会は行わない。

(3) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(4) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(5) 詳細は入札説明書による。